



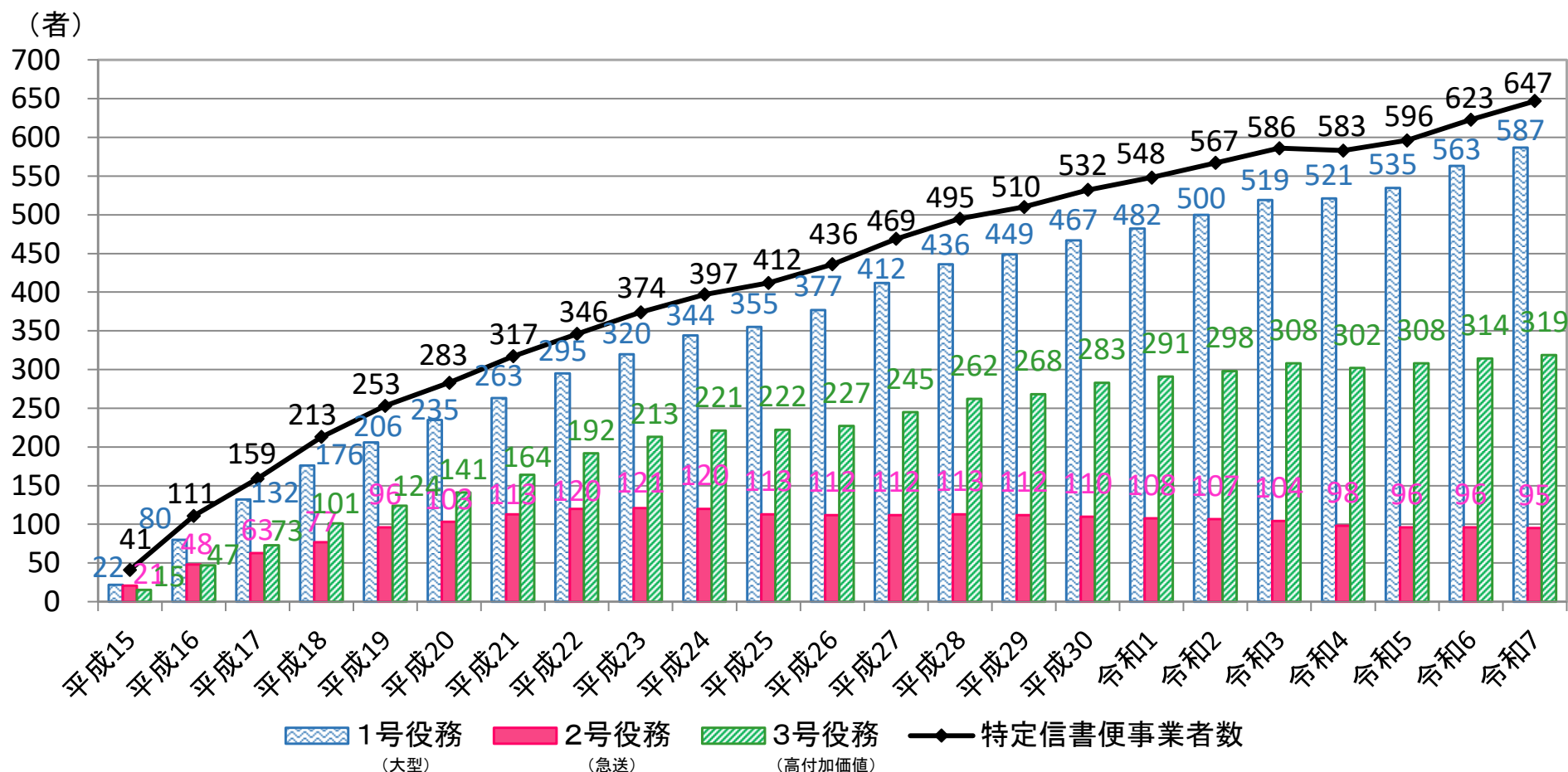
信書便事業に係る動向等について

令和8年10月6日
総務省情報流通行政局郵政行政部
企画課 信書便事業室
郵便課

特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

1

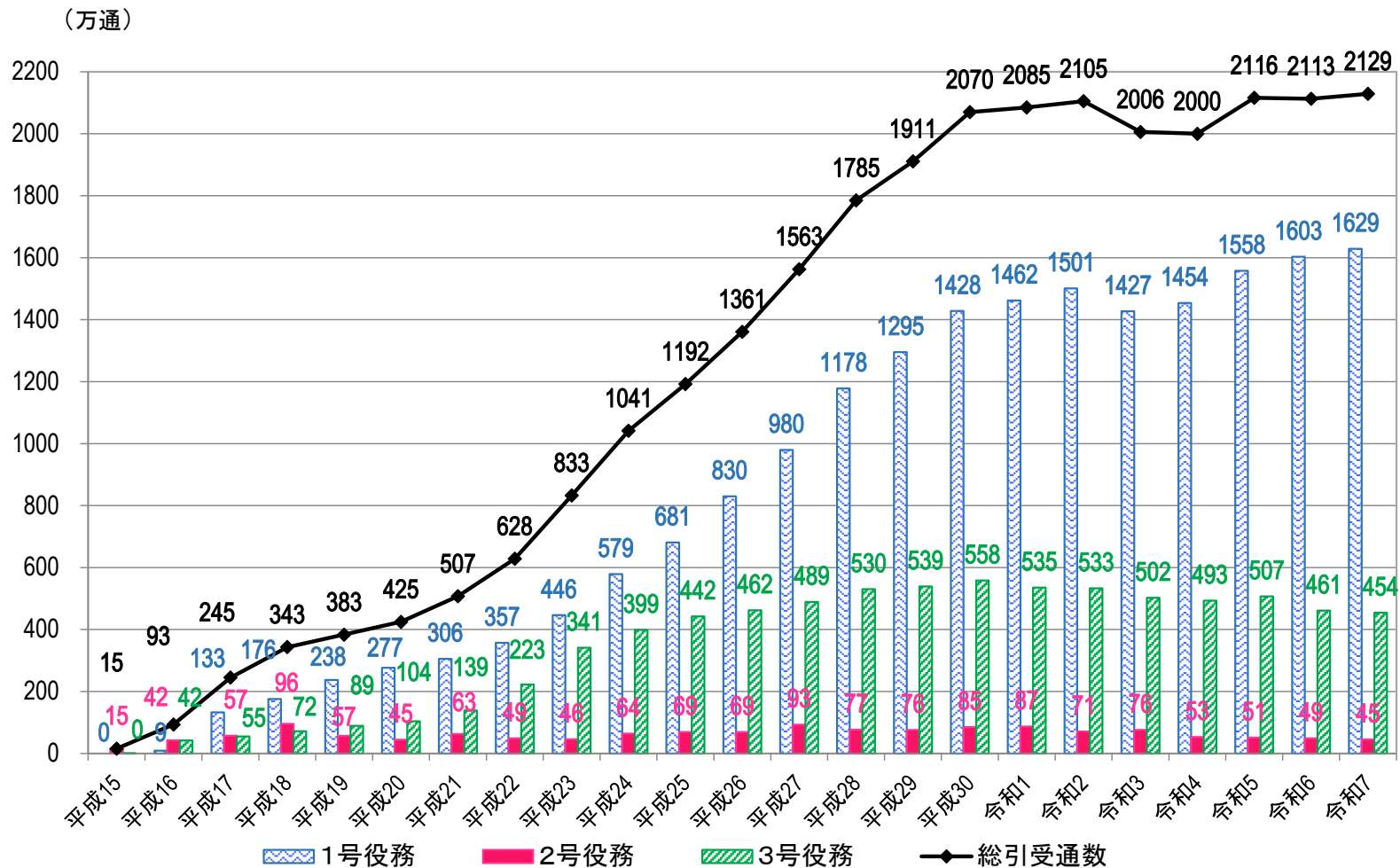
- 令和7年度末の特定信書便事業者数は647者（前年度末から24者増）
 - ・ 1号役務：587者（24者増（参入31者、退出7者））
 - ・ 2号役務：95者（1者減（参入0者、退出1者））
 - ・ 3号役務：319者（5者増（参入12者、退出7者））
- 令和4年度を除き、事業者数は毎年継続的に増加。役務別では、2号役務(バイク便等3時間以内の送達サービス)及び3号役務(高付加価値サービス)を提供する事業者は横ばい、1号役務(大型サービス)の提供者は大きく増加



※複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

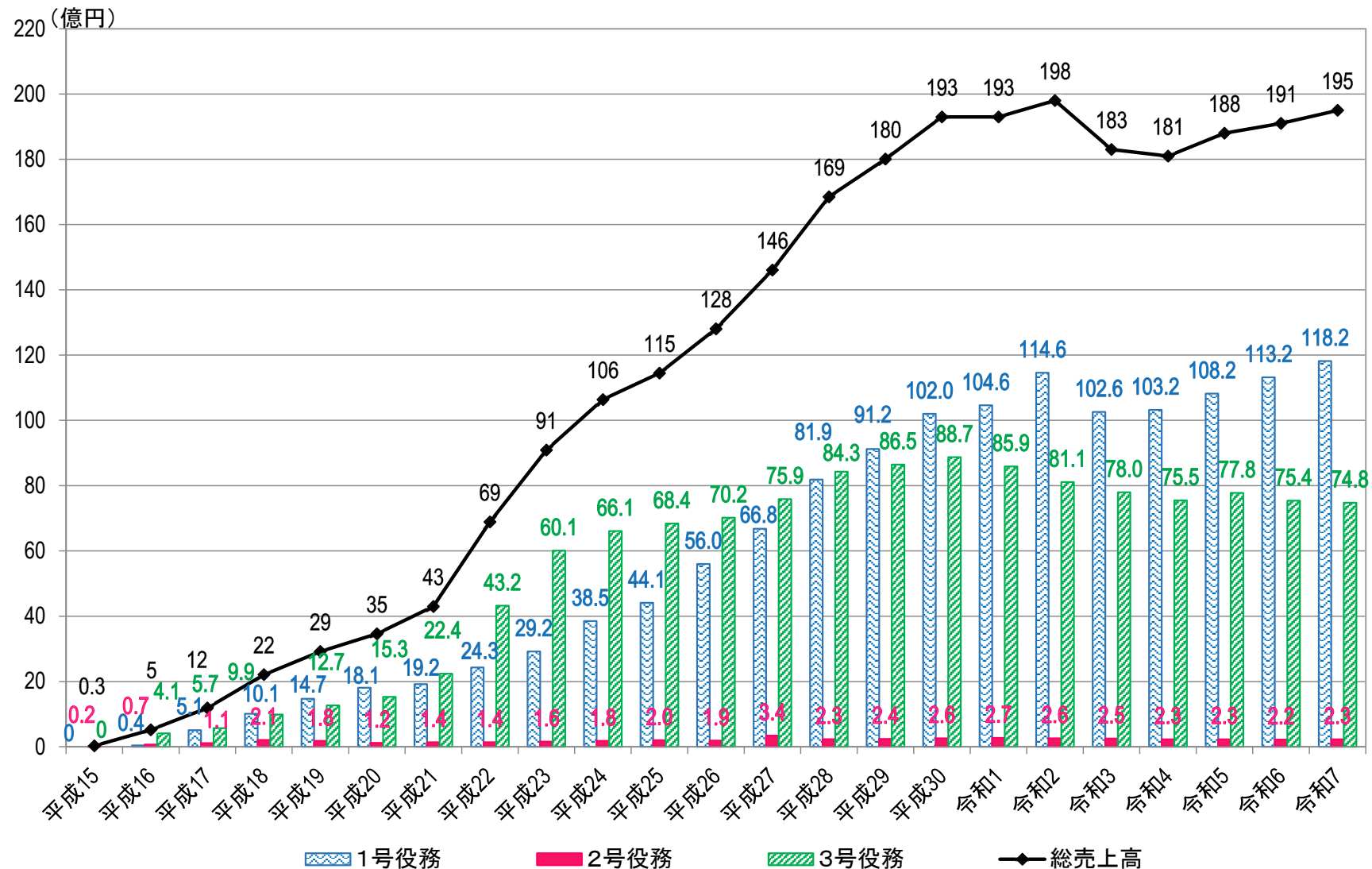
信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

- 令和7年度の総引受通数は約2,129万通（前年度から約15万通増（0.7%増））
 - ・ 1号役務：約1,629万通（約26万通増（1.6%増））
 - ・ 2号役務：約45万通（約4.0万通減（8.0%減））
 - ・ 3号役務：約454万通（約7.3万通減（1.6%減））
- 1号役務については、(コロナ禍を除き)提供事業者数の増加とも相まって、堅調な伸びを示す一方、2号役務、3号役務については、請求書等の電子化の影響から減少傾向となっている。



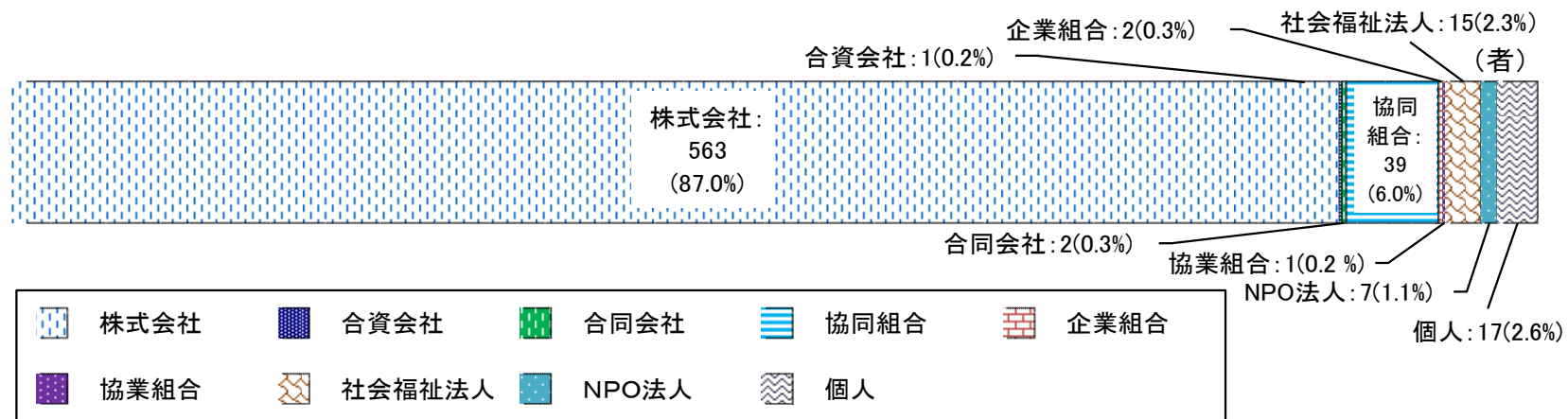
特定信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

- 令和7年度の売上高総額は約195億円（前年度から約4億円増（2.4%増））
- ・ 1号役務：約 118.2億円（約 4.9億円増（4.3%増））
 - ・ 2号役務：約 2.3億円（約 0.03億円増（1.5%増））
 - ・ 3号役務：約 74.8億円（約 0.4億円減（0.5%減））



○特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態(株式会社、合資会社及び合同会社)が566者で、全体の87.5%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が39者(6.0%)、社会福祉法人が15者(2.3%)、NPO法人が7者(1.1%)等となっている。また、個人でも17者(2.6%)が参入している。

経営形態別の特定信書便事業者数及び割合(令和7年度末)



○会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、86.4%(489者)が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の68.9%(390者)を占めている。

資本規模別の特定信書便事業者数及び割合(令和7年度末) (者)

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	99	390	59	18	566
(割合)	(17.5%)	(68.9%)	(10.4%)	(3.2%)	

○ 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除く全ての都道府県において事業参入が行われている。

本社所在地別の特定信書便事業者数(令和7年度末)

都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号
北海道	21	20	9	11	茨城	10	10	0	1	滋賀	5	5	0	3	徳島	2	2	0	2
青森	3	3	0	2	栃木	3	3	0	1	京都	11	8	3	6	香川	4	4	1	3
岩手	3	3	0	2	群馬	10	9	1	5	大阪	66	53	13	38	愛媛	8	8	1	4
宮城	12	12	0	5	埼玉	18	17	0	4	兵庫	20	20	1	11	高知	0	0	0	0
秋田	3	3	1	3	千葉	7	6	1	4	奈良	2	2	1	2	四国	14	14	2	9
山形	2	2	0	1	東京	151	118	15	68	和歌山	2	2	1	1	福岡	31	31	4	10
福島	4	3	1	3	神奈川	37	36	2	11	近畿	106	90	19	61	佐賀	13	12	9	5
東北	27	26	2	16	山梨	2	2	0	1	鳥取	2	2	1	1	長崎	11	11	2	6
新潟	6	6	2	5	関東	238	201	19	95	島根	7	7	1	2	熊本	12	12	1	3
長野	11	11	1	6	岐阜	12	12	2	9	岡山	12	12	3	7	大分	3	2	2	3
信越	17	17	3	11	静岡	18	18	0	13	広島	13	12	2	8	宮崎	3	3	2	3
富山	8	8	0	4	愛知	39	38	2	21	山口	3	3	1	0	鹿児島	6	6	2	4
石川	5	4	2	3	三重	11	11	1	5	中国	37	36	8	18	九州	79	77	22	34
福井	4	4	1	0	東海	80	79	5	48						沖縄	11	11	3	9
北陸	17	16	3	7											全国	647	587	95	319

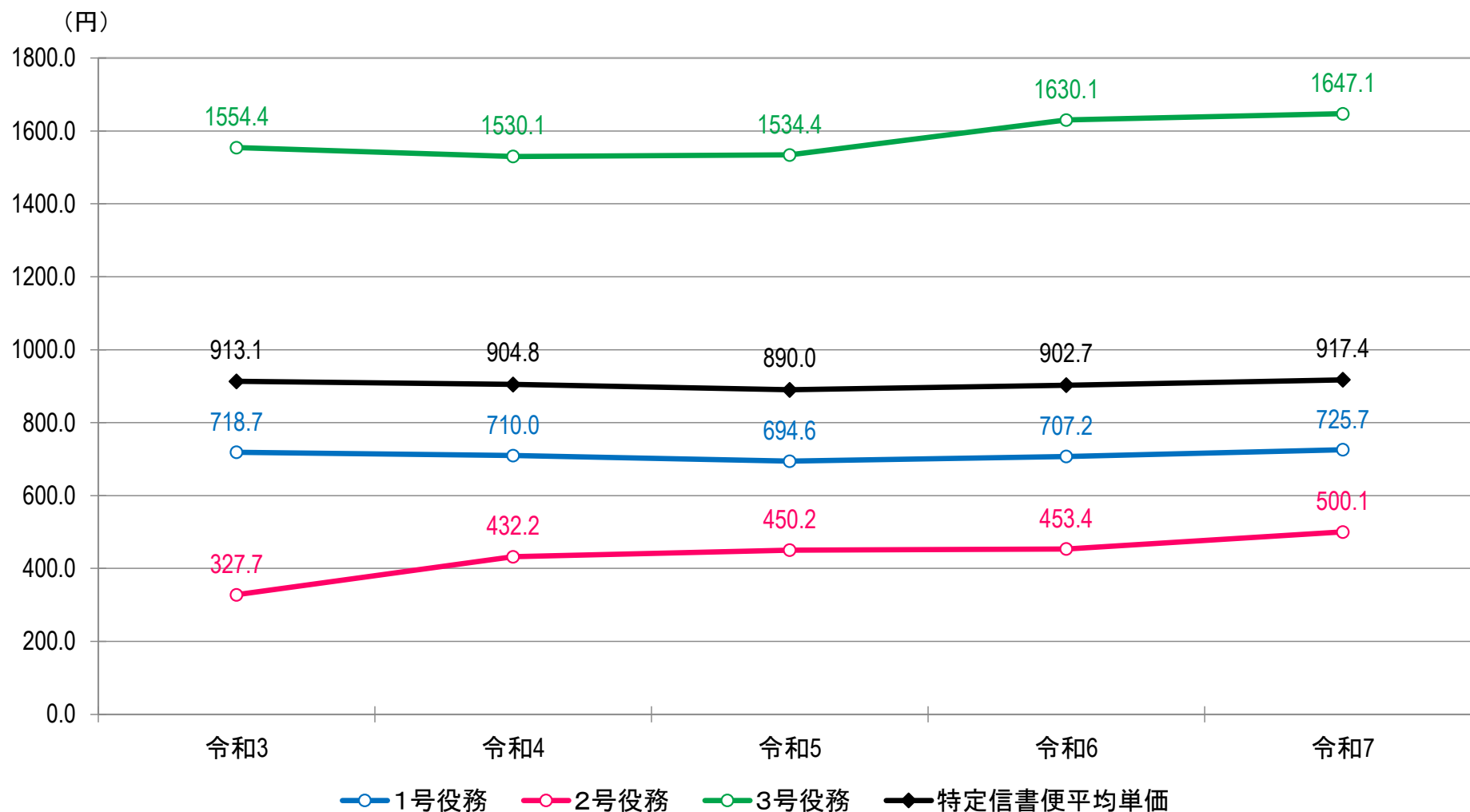
※複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

<参考> 特定信書便事業の平均単価及び役務別平均単価の推移

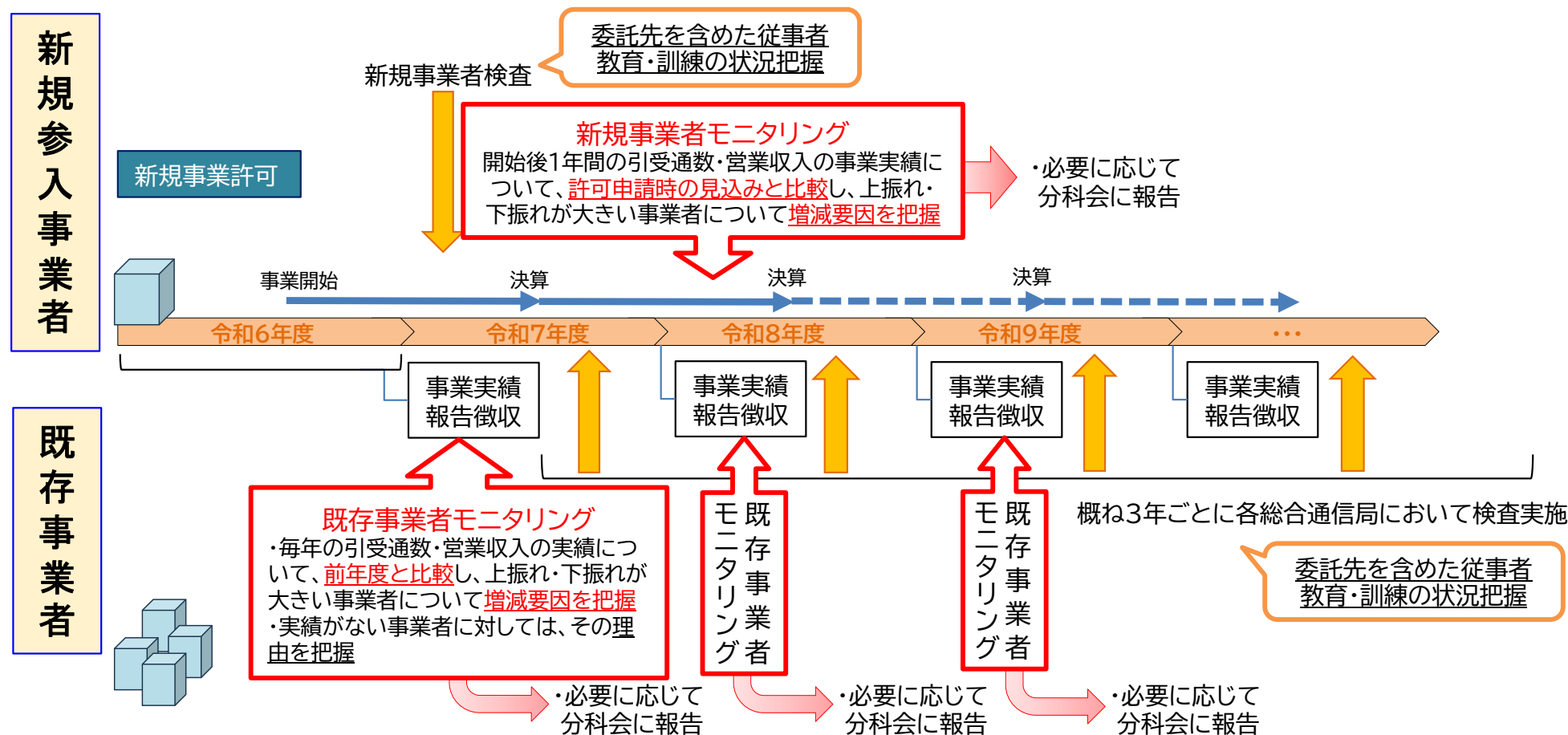
6

○ 特定信書便事業全体の平均単価は、900円前後で推移している。役務別の平均単価は、1号役務が700円前後、2号役務が300～400円台、3号役務が1500～1600円台で推移している。

※ 平均単価は(売上高総額)÷(総引受通数)で機械的に算出



- これまでの審議会の御意見等を踏まえ、所要の通達を改正し、以下のモニタリングを実施することとしている。
 - ・ 毎年の新規参入事業者の引受通数・営業収入について、申請時(見込み)からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握
 - ・ 既存事業者の引受通数・営業収入については、前年度からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握 ※事業実績報告にて確認
- モニタリング(令和6年度認可分)に係る分析結果については11月審議会にて報告予定。



特定信書便事業者のモニタリングに係る各総合通信局における運用フローを確立し、事業者の適正な管理監督を図るとともに、信書便事業の需要や動向を把握

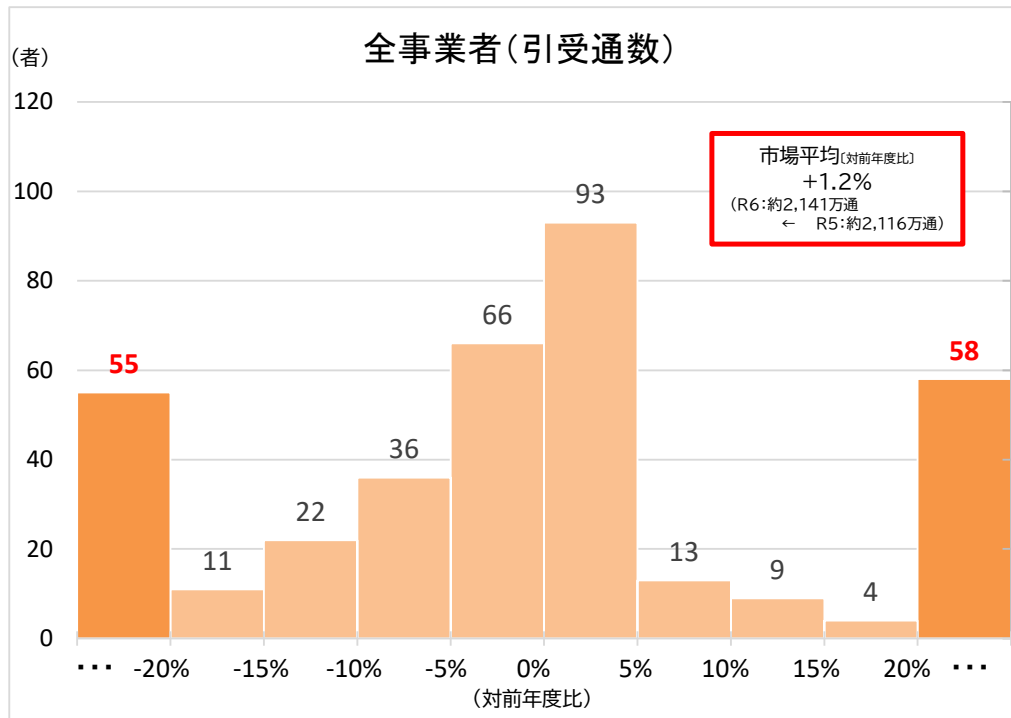
- 各事業者から報告された事業実績報告書を基に、事業者毎・役務毎に令和6年度の引受通数及び営業収入の対前年度比での増減を分析。大幅な増減(±20%超)があった事業者には追加的にヒアリングを行い、増減理由を把握。

※令和5年度・令和6年度いずれも事業実績のない事業者(194者)は分析の対象外。

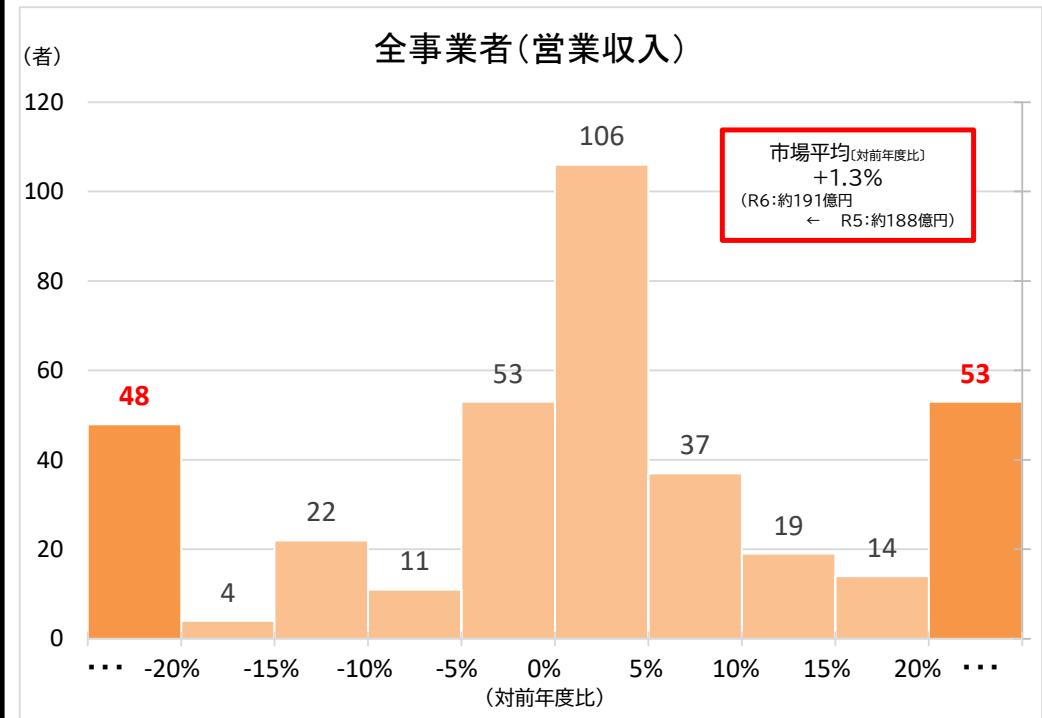
※大幅な増減理由についての追加ヒアリングは、引受通数1000通以上及び営業収入100万円以上の事業者を対象に実施。

- 全体としては引受通数・営業収入とも対前年度比で0～5%の増加となった事業者数が最も多くなっており、市場平均では1%強の増加となっている。また、大幅な増減(±20%超)があった事業者も一定数見られる。増減率の分布は、事業者数が最も多い1号役務と同様の傾向を示している。

【引受通数ベース】



【営業収入ベース】



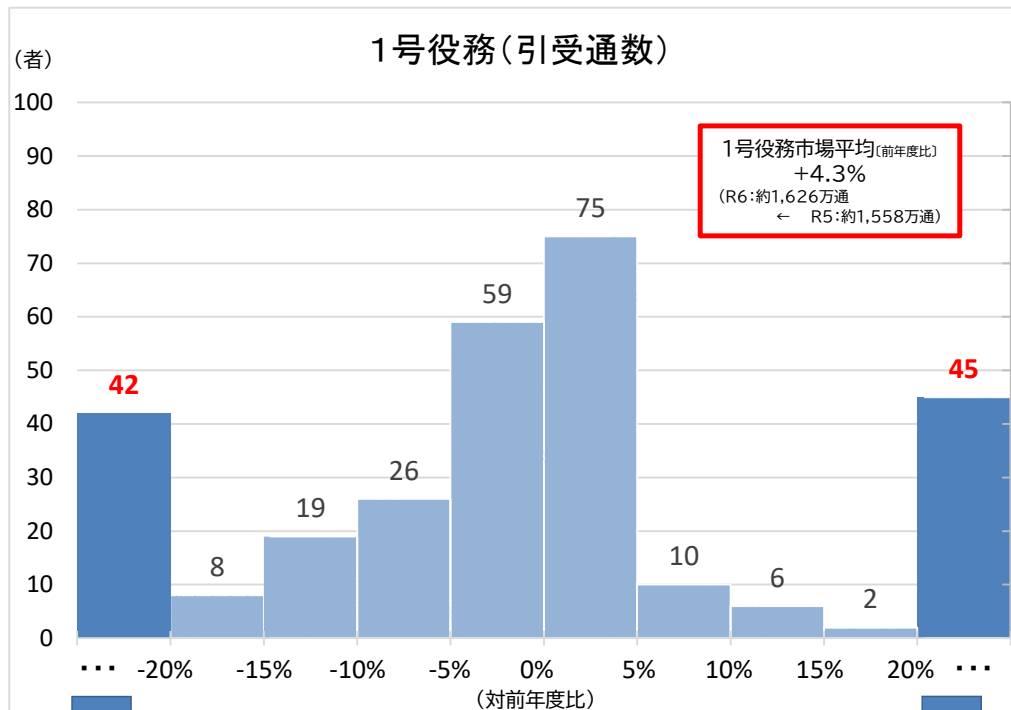
※P8～11の各棒グラフは、増減率が正の区間(例:10%～15%)では「下限(10%)を超え、上限(15%)以下」の事業者数を示し、負の区間(例:-15%～-10%)では「下限(-15%)以上、上限(-10%)未満」の事業者数を示す。ただし、増減率0%の事業者(令和5年度と令和6年度の実績に変動がない事業者)は、0～5%の区間に含むこととする(実績が無い事業者を除く)。

令和6年度既存事業者モニタリング結果(1号役務)

9

- 1号役務では、引受通数・営業収入とも対前年度比で0～5%の増加となった事業者数が最も多くなっており、1号役務の市場平均では5%弱の増加となっている。
- 対前年度比で大幅な増加(+20%超)となった事業者の主な理由は入札等による新規顧客獲得等、大幅な減少(▲20%超)となった事業者の主な理由は契約先の減少、入札で落札できなかった等が挙げられている。

【引受通数ベース】



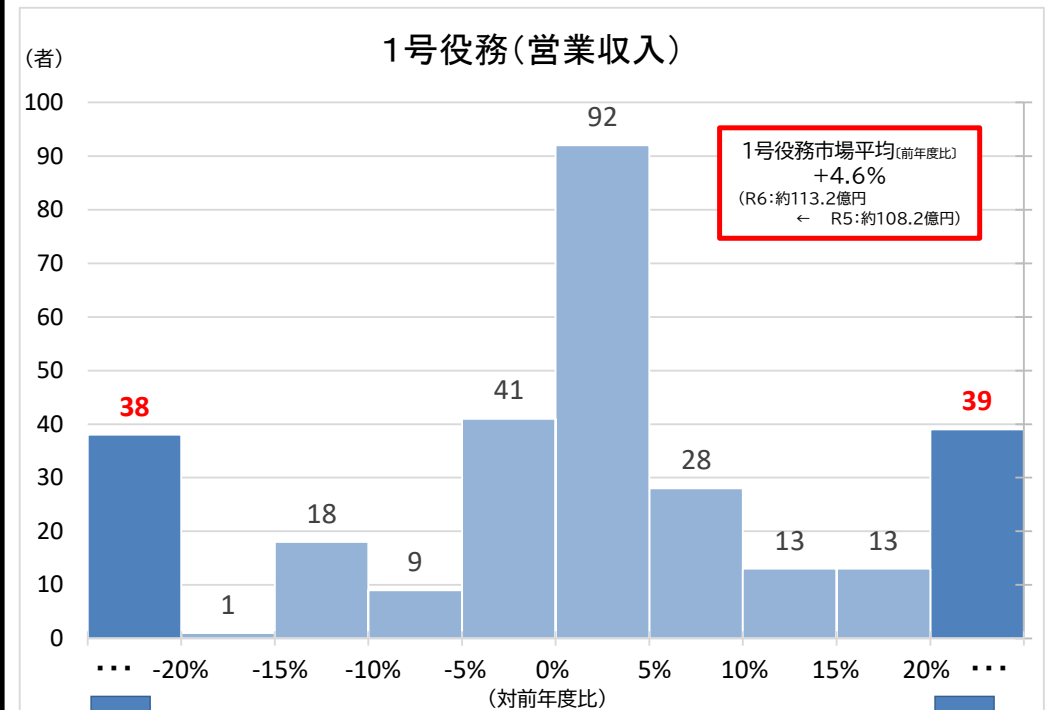
大幅な減少(▲20%超)の主な理由

契約先の減少、取引終了
入札したが応札できず
既存顧客の取扱い数減少

大幅な増加(+20%超)の主な理由

新規顧客獲得、入札獲得
既存顧客の取扱数増加
貨物との同時輸送の需要増加

【営業収入ベース】



大幅な減少(▲20%超)の主な理由

契約先の減少、取引終了
入札したが応札できず
既存顧客の取扱い数減少

大幅な増加(+20%超)の主な理由

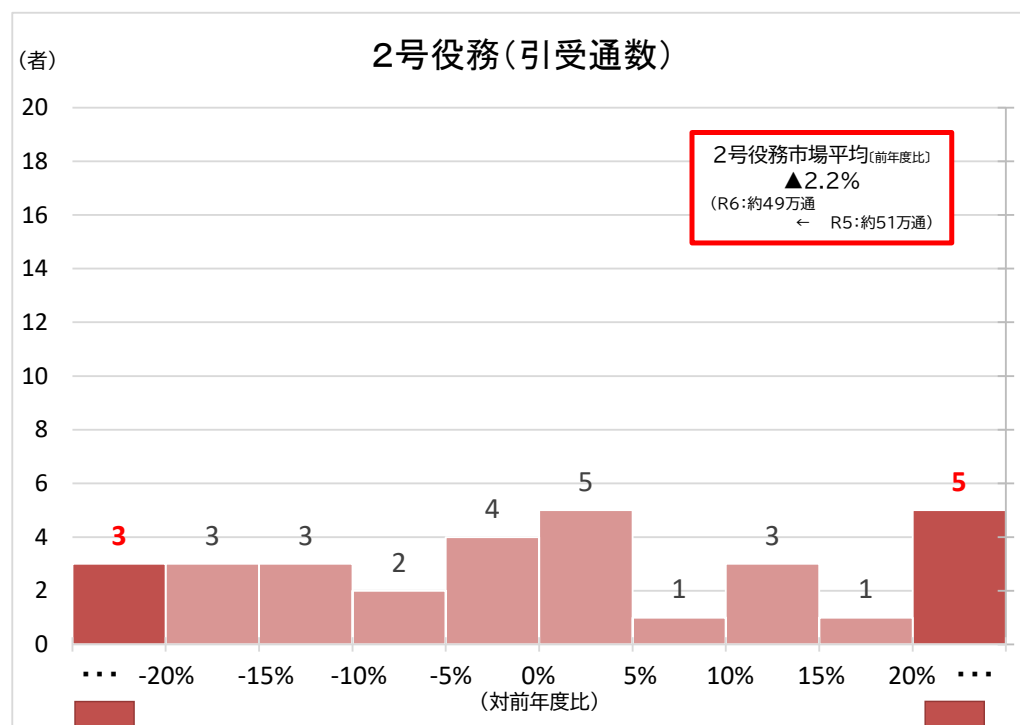
新規顧客獲得、入札獲得
既存顧客の取扱数増加
契約額増加、単価値上げ

令和6年度既存事業者モニタリング結果(2号役務)

10

- 2号役務では、引受通数・営業収入とも事業者毎に増減率がばらついており、2号役務の市場平均では2%前後の減少となっている。
- 同役務については提供事業者数が少なく、引受通数・営業収入の規模が小さい事業者が多いため、増減についての主な理由を十分に分析するには至っていない。

【引受通数ベース】



大幅な減少(▲20%超)の主な理由

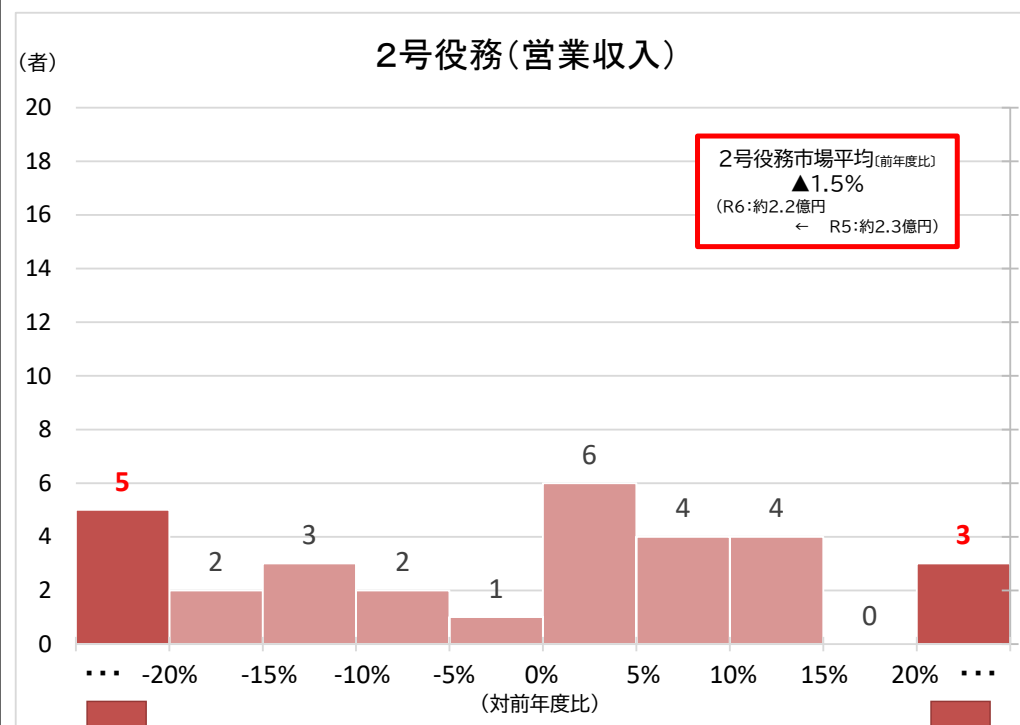
(ヒアリング対象事業者なし)

大幅な増加(+20%超)の主な理由

既存顧客の取扱数増加

計上方法の変更

【営業収入ベース】



大幅な減少(▲20%超)の主な理由

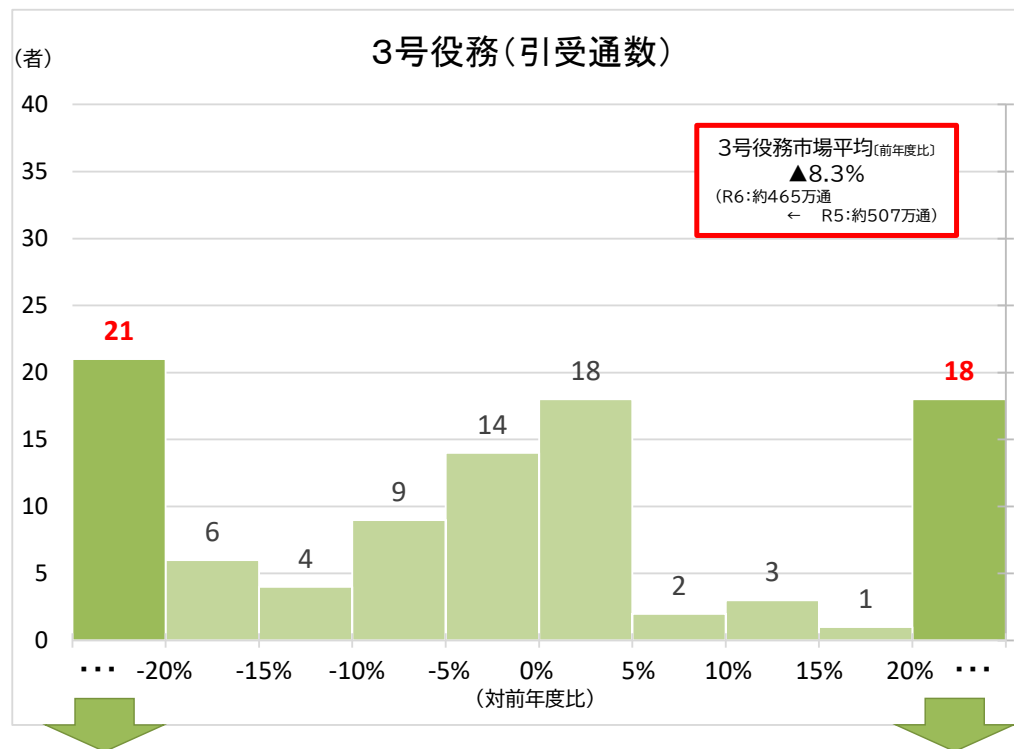
(ヒアリング対象事業者なし)

大幅な増加(+20%超)の主な理由

(ヒアリング事業者なし)

- 3号役務では、引受通数・営業収入とも対前年度比で減少となった事業者が半数以上であり、3号役務の市場平均では引受通数が▲8.3%、営業収入が▲3.1%となっている。
- 対前年度比で大幅な増加(+20%超)となった事業者の主な理由は入札等による新規顧客獲得、高単価サービスへの振替等、大幅な減少(▲20%超)となった事業者の主な理由は契約先の減少、電子媒体への利用切替等が挙げられている。

【引受通数ベース】



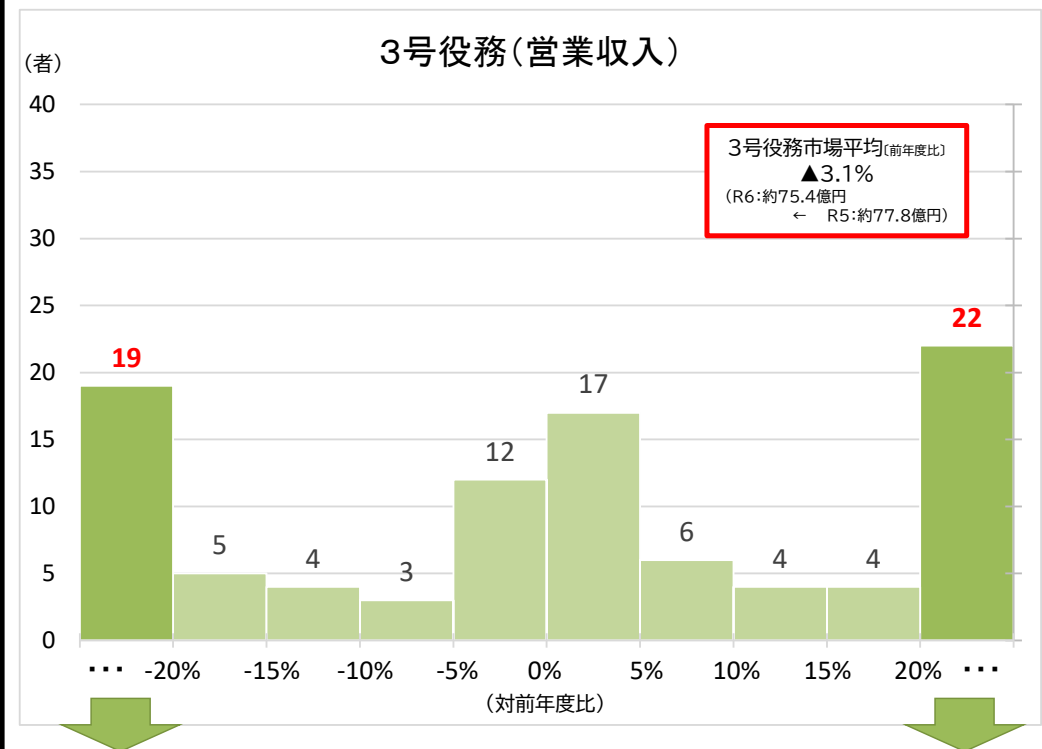
大幅な減少(▲20%超)の主な理由

契約先の減少、取引終了
既存顧客の取扱数減少
入札したが応札できず

大幅な増加(+20%超)の主な理由

新規顧客獲得、入札獲得
高単価サービスへの振替
コロナ禍からの回復

【営業収入ベース】



大幅な減少(▲20%超)の主な理由

契約先の減少、取引終了
電子媒体への利用切替
既存顧客の取扱数減少

大幅な増加(+20%超)の主な理由

新規顧客獲得、入札獲得
既存顧客の取扱数増加
契約額増加、単価値上げ

○ 信書便事業者の法令違反の摘発ではなく、信書便法等の法令等の遵守態勢及び事故等への対応といった各種リスク管理態勢等の検証及び問題点の把握・警告を行うことにより、信書便事業者の自己責任の下、信書便の業務の適正な業務の適性な業務運行の確保を促し、もって、信書便事業に対する国民の信頼性を向上させるために実施。

種 類	概 要
新規事業者検査	事業の開始、事業の譲受け、事業の承継または相続の後に、初めて信書便物の引受があった事業者に対して実施する検査
計画検査	前回の検査の結果または確認検査の確認結果が適正でなかった事業者、前回の検査または確認検査の後に法令違反の事実があった事業者等に対して実施する検査
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時に実施する検査
確認検査	自主点検報告を実施した事業者に対して、当該自主点検の方法及び結果の確認を行うことを目的として、自主点検報告後速やかに実施する検査

項 目	内 容 例
無認可の業務委託	・総務大臣(又は総合通信局長)の認可を受けずに業務委託していた。 ・委託の認可は受けていたが、認可を受けた者とは別の者に委託していた。
信書便約款によらない役務提供	・改正信書便法施行(平成27年12月)前の信書便約款のまま、改正後のサイズで1号役務を提供していた。 ・信書便約款の記載と実際に提供されているサービスの名称、内容が異なっていた(事業計画とも異なっていた。)
提供区域、料金表等の店頭での非掲示	・信書便約款に定めた特定信書便役務の提供区域、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限、料金表を店頭に掲示していなかった。
従業員教育・訓練の一部の未実施	・従業員に対して、信書便管理規程に定めた信書便の業務に関する教育・訓練の一部を定期的実施していなかった。
信書便物であることの非表示	・信書便物の表面に信書便物であることの表示をしていなかった。
必要な申請漏れ	・業務の委託を廃止した場合の届出が行われていなかった。 ・住所移転手続きが行われていなかった。
業務管理態勢	・信書便管理者に異動があった場合適切な業務引継がされていなかった。 ・事故申告簿、苦情申告簿の一部形式に不備があった。
顧客情報の管理	・顧客情報の管理補助者の指定について、指定簿等への記録がされていなかった。 ・顧客情報の入ったパソコンの管理について、施錠できるキャビネット等で管理されていなかった。

- ✓ 昨今の社会情勢を踏まえると特定信書便事業においても労働力不足が課題であり、業務効率化のため信書便業務の委託は増加するものと予測。今後も委託先の確実な管理も重要。

- 1 委託元において委託先の管理を確実に確保していくため、業務委託認可申請時には、以下の項目の確認を行うこととしています。

申請書別紙に委託業務の管理者の選任状況を記載。

→委託業務を、委託元の事業場で行うのか、委託先の事業場において行うのかについて確認。

→後者の場合には、委託先の事業場において信書便管理者が選任されているかどうか確認。

- 2 業務委託の認可後は、各種検査・確認検査等において、以下の項目を確認することとします。

事前調査票において、以下の事項を記載する旨を明確化。

→委託業務を委託先の事業場において行う場合、当該事業場における信書便管理者の選任

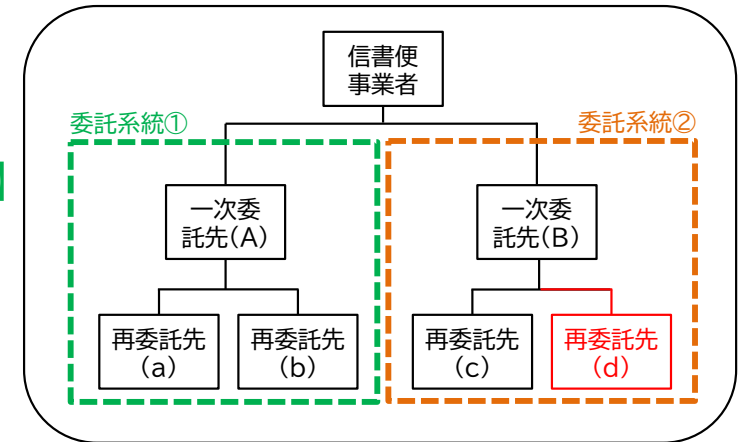
→委託先に対する教育・訓練の状況

信書便業務の再委託認可申請において、認可後に変更を行う場合の必要書類について、簡素化を行った。
主に、既に認可の際に提出された添付書類について、変更後も内容が変わらないものは添付を不要とするもの。

見直しイメージ

<ケース>

- ・信書便事業者は、一次委託先(A)及び(B)に業務を委託している。
- ・一次委託先(A)は再委託先(a)及び(b)に再委託している。【委託系統①】
- ・一次委託先(B)は再委託先(c)に再委託している。【委託系統②】
- ・今回、一次委託先(B)が新たに再委託先(d)への再委託を行うため、再委託認可申請を行う。



この場合の信書便事業者による認可申請時の必要書類は次のとおり。

【見直し前】

- 委託系統②に係る業務委託廃止届
- +
- 委託系統②の一次委託先、再委託先の全てに係る申請書類
- ・業務委託認可申請書
- ・一次委託先(B)に係る委託契約書・細目・宣誓書の写し
- ・事前申請（承認）書
- ・再委託先(c)及び(d)に係る再委託契約書・細目・宣誓書の写し
- ※委託系統①については、手続き不要で委託認可は継続

【見直し後】

- 委託系統②に係る業務委託廃止届
- +
- 委託系統②のうち新たに追加しようとする再委託先に係る申請書類
- ・業務委託認可申請書
- ・一次委託先(B)に係る宣誓書の写し
- ・事前申請（承認）書
- ・再委託先(d)に係る再委託契約書・細目・宣誓書の写し
- ※委託系統①については、手続き不要で委託認可は継続

ポイント①

再委託先の新規追加のみは、**廃止届は提出不要**
(※再委託先の一部廃止時は、当該再委託先のみに係る廃止届で足り、系統全ての廃止は不要)

ポイント②

一次委託先に係る委託契約書・細目の写しは添付不要
(ただし、**宣誓書は要提出**)

ポイント③

見直し前は、既に認可済みの再委託先の再委託契約書・細目・宣誓書の写しも再度添付を求めていたが、見直し後は、**新たに追加しようとする再委託先に係る添付書類以外は添付不要**とする。

【参考】再委託を含む委託に係るケース毎の必要書類＜1/2＞

16

【用語】

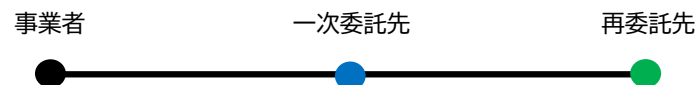
委託契約書等：信書便事業者と一次委託先との契約書及び実施細目

再委託契約書等：一次委託先と信書便事業者との契約書及び実施細目

宣誓書：一次委託先又は再委託先について、信書便法第8条に該当しないことを示す書面

事前承認書：信書便事業者が事前に再委託を承認したことを確認できる書面

(1) 新たに再委託を含む委託認可申請を行う場合



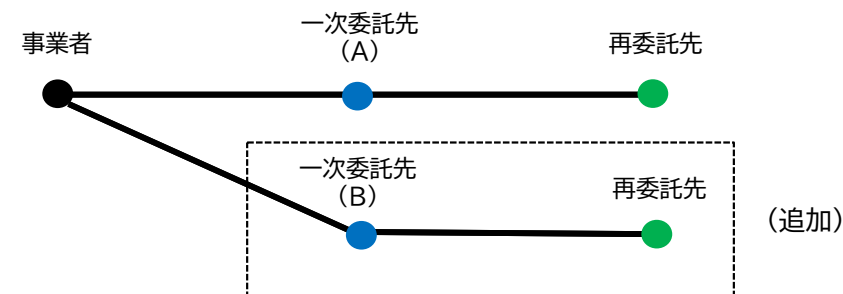
【必要書類】

- ① 委託契約書等の写し
- ② 一次委託先に係る宣誓書の写し
- ③ 事前承認書
- ④ 再委託契約書等の写し
- ⑤ 全ての再委託先に係る宣誓書の写し

(注) 事業許可申請の段階で再委託を含む委託を予定している場合は、やむを得ないと認める場合を除き同時申請を原則とする。この場合においては、事業許可申請の際、施行規則第37条第2項第3号に規定する信書送達に関する契約締結の計画書面として委託契約書等及び再委託契約書等のひな形を添付すること。

(2) 委託認可後に変更を行う場合は、一次委託先ごとにアからオの手続を行う。

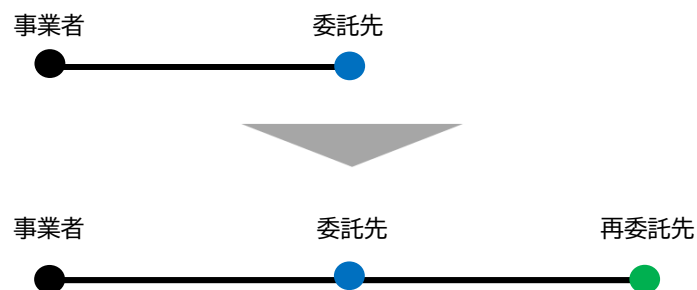
ア 既に認可を受けている委託先と異なる者に再委託を含む委託を行う場合



【必要書類】

- ① 委託契約書等の写し(Bに係るものに限る)
- ② 一次委託先に係る宣誓書の写し(同上)
- ③ 事前承認書(同上)
- ④ 再委託契約書等の写し(同上)
- ⑤ 全ての再委託先に係る宣誓書の写し(同上)

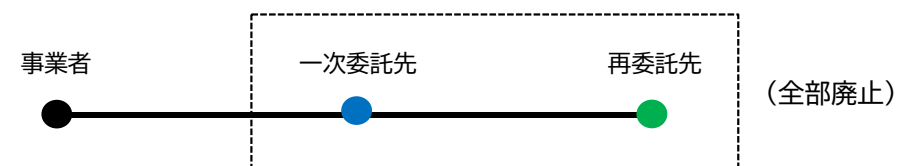
イ 委託のみの形態から再委託先を含む形態に変更する場合



【必要書類】

- ① 委託先に係る廃止届
- ② (1)に示す必要書類

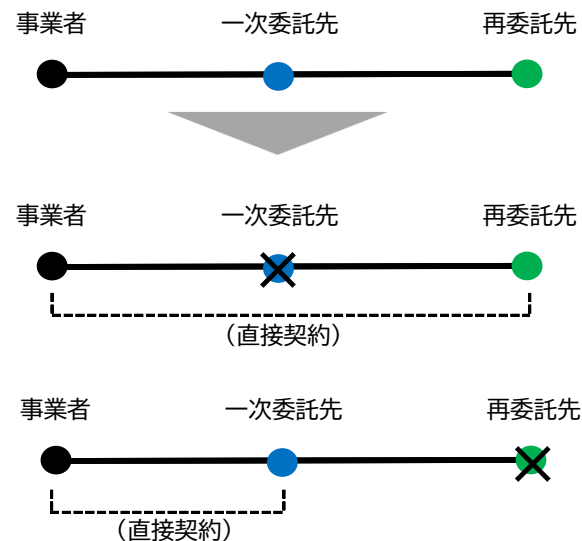
ウ 認可を受けている再委託先を含む委託先について、一次委託先と再委託先の全部を廃止する場合



【必要書類】

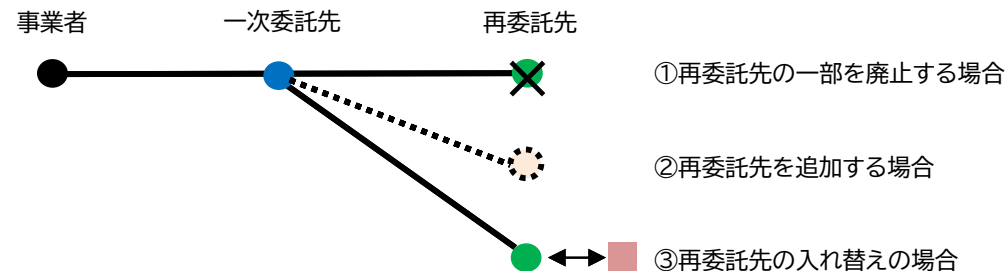
- 一次委託先に係る廃止届

エ 一次委託先を廃止して再委託先に直接委託しようとする場合、又は再委託先を廃止して一次委託先が委託業務の全部を行う場合



- 【必要書類】
- ① 一次委託先に係る廃止届
 - ② (1)①及び②に示す必要書類

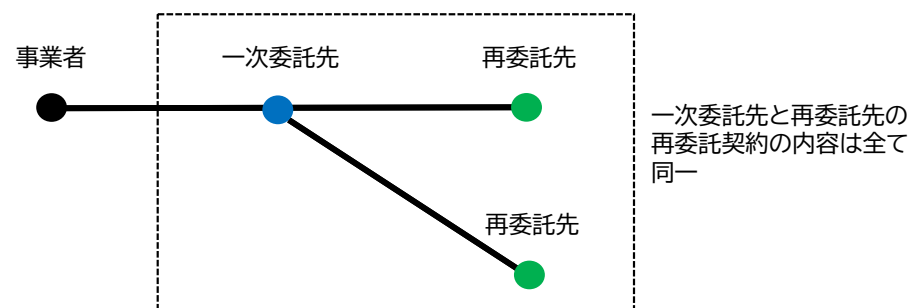
オ 再委託先の一部を廃止する場合、再委託先を追加する場合又は再委託先の一部若しくは全部を入れ替える場合



- 【必要書類】
- ① 再委託先の一部を廃止する場合
廃止しようとする再委託先に係る廃止届(新旧が分かる資料を含む)
 - ② 再委託先を追加する場合
 - i 一次委託先に係る宣誓書の写し
 - ii 事前承認書(変更後の再委託先一覧を含む)
 - iii 新たに追加しようとする再委託先に係る再委託契約書等の写し
 - iv 新たに追加しようとする再委託先に係る宣誓書の写し
 - ③ 再委託先の一部又は全部を入れ替える場合
上記①及び②に基づく手続きとする。

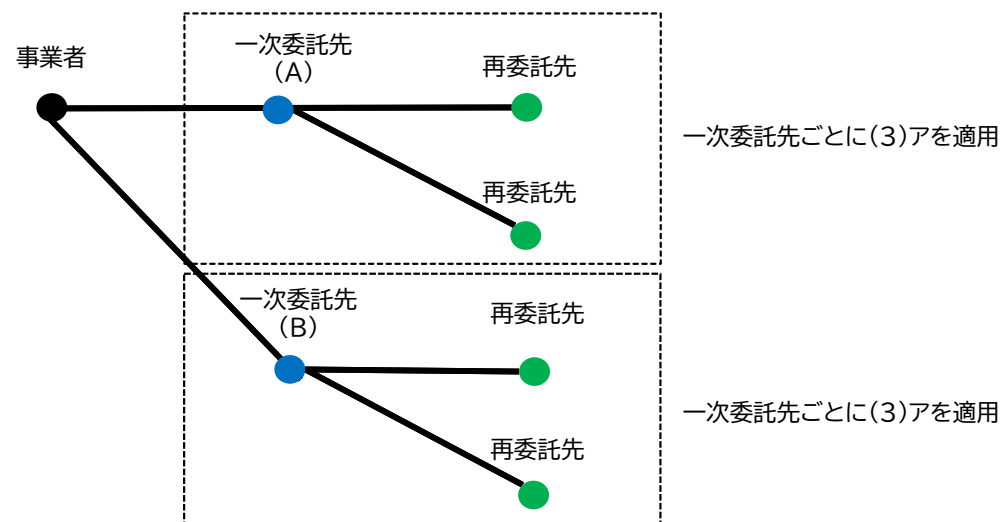
(3) (2)に関する注釈

ア 一次委託先と複数の再委託先との再委託契約等の内容が同一である場合の手続簡素化



- 【必要書類】
- ・再委託契約書等については、複数の再委託先のうち一者のみを提出させる。
 - ・当該一者以外の再委託先については、その名称及び住所の一覧を提出させる。
(ただし、事前承認書及び宣誓書については全ての再委託先について提出させる。)

イ 複数の一次委託先にそれぞれ複数の再委託先が連なる場合



なお、信書便利用についての対外公表を
ご了解いただいていない自治体は含まれ
ていない

- 制度説明会
利用者及び事業者向け説明会を全国で実施
- 個別訪問
主な訪問先：自治体、経済団体、企業等
- 周知用ポスター
主な掲示先：国、自治体、信書便事業者等
- 周知用チラシ
主な配布先：自治体、信書便事業者、企業等
- 信書便年報
主な配布先：自治体、図書館、企業等
- 総務省ホームページ
「信書便事業のページ」
https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html



周知用ポスター(B2版)
周知用チラシおもて(A3版)



信書便年報(A4版冊子)

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

○総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。

○特定信書便マークに総務省が期待するもの

- (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
- (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
- (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。

○総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用 することができる。

○令和8年3月末現在、特定信書便事業者約260者に対して使用を許諾。

【特定信書便マーク】



デザインコンセプト

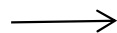
○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

【使用例】



(参考)総務省HP「信書便事業のページ」のご案内

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索



(又はこのURLを入力 https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

信書便事業のページ

制度について

- 信書便制度について
- 信書便関連法令
- 信書便事業分野における個人情報の保護について

事業許可申請に関すること

- 申請の手続について
- 信書便事業に関する申請等の手引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- 信書便年報
- 特定信書便事業の現況(令和5年度)

その他

- 信書の送達に関する制度説明会の開催について
- 信書便事業に関する意見交換会
- 「特定信書便マーク」について (使用許諾要領)
「特定信書便マーク使用許諾申請書」ダウンロード(word)
- 信書便事業者一覧

信書便制度について

- 平成16年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。
- 事業の開始には許可等が必要です。信書便法は参入の条件、申請の手続などについて規定しています。

信書便事業の種類

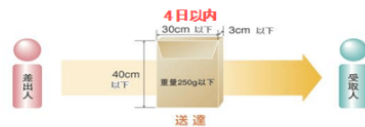
「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類があります。

(1) 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。

一般信書便役務

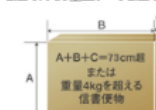
長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する役務



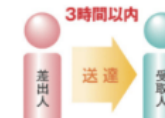
(2) 特定信書便事業

創意工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、対に据ける特定信書便役務のいずれかを定めた必要があります。

1. 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務



2. 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



3. 料金の額が80円を超える信書便物の役務



信書便年報

○信書便年報は、民間事業者による封書やはがきなどの信書の送達事業の現状について広く国民の皆様を知っていただくために、信書便制度の概要や信書便事業の現状、信書便に関する政策などについてとりまとめたものです。



○ 事業所税(地方税:市町村税) ※申告納税:地方自治体

- 納税義務者:課税団体^(注1)区域内で事業を行う法人又は個人
- 課税客体: 事業所床面積(資産割)、従業者給与総額(従業者割)^(注2)
- 税制特例: 特定信書便事業の用に供する施設(課税標準の特例措置(2分の1控除))
※他に行っている事業と共用する部分については、対象外

注1 ・東京都(特別区の存する区域)、・政令指定都市、・首都圏整備法の既成市街地を有する市、・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市、
・人口30 万人以上の地方税法施行令で指定する都市 【合計77団体】

注2 免税点: 資産割(課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が1,000㎡以下)
従業者割(課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が100人以下)

○ 中小企業投資促進税制(国税:法人税・所得税) ※申請納税:納税地の所管税務署

- 適用対象者:青色申告書を提出する中小企業者等※
- 対象設備:・機械及び装置(1台160万円以上)
 - ・測定工具及び検査工具(1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)
 - ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上)
 - ・普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
 - ・内航船舶(取得価額の75%が対象)
- 特例措置:7%の税額控除(資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)又は30%の特別償却が可能。
- 適用期間:令和9年3月31日まで

※中小企業者等 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000 人以下の法人、・常時使用する従業員数が1,000 人以下の個人事業主、・農業協同組合等
ただし、以下の法人は対象外 ①大規模法人から2分の1以上の出資を受ける子会社、②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

- 詳細は、https://www.soumu.go.jp/main_content/000808230.pdf をご覧ください。
- このほか、一般的なものとして、中小企業経営強化税制(法人税、所得税)、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(法人税、所得税)、交際費等の損金算入の特例(法人税) があります。

「信書」とは、「①特定の受取人に対し、②差出人の意思を表示し、又は事実を通知する③文書」

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- ① 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- ② 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- ③ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

電磁的記録物は信書ではない

電磁的記録物(例: 情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの)は、そこに記載された情報が人の知覚によって認識することができないものであり、「文書」とはならないため、信書に該当しない。

信書に該当する文書

●書状

●請求書の類

類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、
◇レセプト（診療報酬明細書等）、◇推薦書、◇注文書、
◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、
◇給与支払報告書

●会議招集通知の類

類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書

●許可書の類

類例：免許証、認定書、表彰状
※カード形状の資格の認定書などを含まず。

●証明書の類

類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、
◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、
◇給与支払明細書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、
◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・
消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書
その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

●ダイレクトメール

・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

●書籍の類

類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、
◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、
◇裁判記録、◇図面、◇設計図書

●カタログ

●小切手の類

類例：手形、株券、◇為替証書

●プリペイドカードの類

類例：商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット

●乗車券の類

類例：航空券、定期券、入場券

●クレジットカードの類

類例：キャッシュカード、ローンカード

●会員カードの類

類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード

●ダイレクトメール

・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

●その他

◇説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

◇は個々の相談事例において判断されたもの。

Q1 特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか？

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

(例)

- ・ 来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合
- ・ 店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

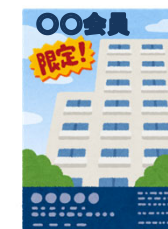


一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

※ ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

(例)

- ・ 会員限定のセールスの開催案内を会員に送付する場合
- ・ 顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合



また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例)

- ・ 本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合



Q2 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に差し出すことは、信書の送達に該当しますか？

信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。



Q3 受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達に該当しますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。



Q1 個人情報の記載がある文書はすべて信書に該当しますか？

信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって、判断されます。



Q2 論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため信書には該当しません。

(類例)作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子



Q3 履歴書は信書に該当しますか？

履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。



Q4 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。



Q5 送付先ごとに個別番号を記入し、受取人が申込用紙で申し込む際に同番号の入力を求める場合は信書に該当しますか？

この場合は、個別番号を受取人にお知らせする意味を持ちますので、信書に該当します。

なお、差出人の整理用の整理番号等で、受取人にお知らせする意味を持たない場合は、信書には該当しません。



Q6 個別のID、パスワードを引換券に記載し、同ID等を使用してログインを求める場合は信書に該当しますか？

ID、パスワードを使用してログインさせるため、受取人にお知らせする意味を持ちますので、信書に該当します。



Q7 アンケートは信書に該当しますか？

<相手方が特定されている場合>

特定のサービスの利用者を対象とした、実際に利用したサービスの満足度アンケートは、信書に該当します。

(例)

- ご購入いただいた特定の商品について、使用感をうかがうアンケート

<相手方が特定されていない場合>

特定されていない母集団から無作為抽出した場合は、相手方を特定していないため、信書に該当しません。

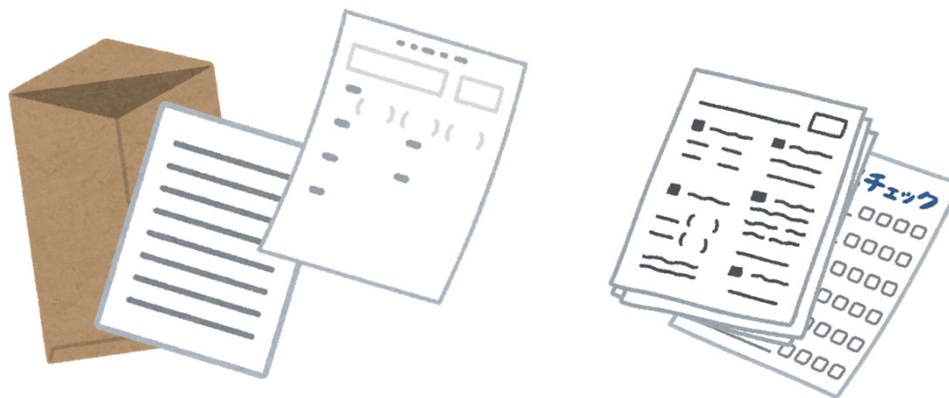
(例)

- 相手方を特定しない意識調査(認知度調査等)

ただし、母集団に特定性がある場合は、無作為抽出であっても信書に該当します。

(例)

- 特定の商品をご購入いただいた方の中から、無作為抽出して送るアンケート



◆「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集

https://www.soumu.go.jp/yusei/111117_01.html

◆知っておきたい信書のルール

<https://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>

【お問合せ先】

◆ 総務省情報流通行政局

郵政行政部郵便課（信書相談窓口）

● TEL 03-5253-5975／E-mail shinsyo_soudan@soumu.go.jp

ご清聴ありがとうございました。